

[REDACTED]

法務省民商第60号
平成26年7月9日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局長
(公印省略)

休眠会社及び休眠一般法人の整理等について（通達）

昭和49年度、昭和54年度、昭和59年度、平成元年度及び平成14年度において休眠会社の整理を実施したところですが、本年度において、第6回目の休眠会社の整理並びに第1回目の休眠一般社団法人及び休眠一般財団法人の整理を実施するとともに、最低資本金未達成会社の整理作業又は第5回（平成14年度実施）の休眠会社の整理作業により解散の登記をした登記用紙等について商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第81条第1項の規定による整理作業を実施することとしたので、別添「休眠会社及び休眠一般法人整理等作業実施要領」により実施されたく、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、会社法（平成17年法律第86号）第472条第1項の規定並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第149条第1項及び第203条第1項の規定による法務大臣の公告は、本年11月17日付けをもって官報に掲載される予定ですので、申し添えます。

[REDACTED]

休眠会社及び休眠一般法人整理等作業実施要領

第1 休眠会社等の整理

会社法（平成17年法律第86号）第472条第1項の規定により解散したものとみなされる株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第149条第1項又は第203条第1項の規定により解散したものとみなされる一般社団法人又は一般財団法人の整理作業は、法令及び商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け民商第500号当職通達。以下「準則」という。）の定めによるほか、この要領により行うものとする。

なお、上記整理作業の対象となる株式会社、一般社団法人又は一般財団法人には、特例有限会社及び特例民法法人は含まれない（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第32条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第64条）。

また、本要領による作業の実施細目は、各庁の実情に応じて適宜定めるものとする。

1 登記記録の選別

(1) 株式会社登記簿から、あらかじめ法務大臣の公告の日において最後の登記（申請又は嘱託による登記をいう。以下同じ。）後12年を経過したこととなる株式会社（最後の登記が当該公告の日に応当する12年前の日の前日（本年11月17日付け公告の場合には、平成14年11月16日）以前にされているもの。以下「休眠会社」という。）を、登記情報システムの休眠会社等整理対象抽出機能（整理作業の対象となる株式会社、一般社団法人又は一般財団法人を抽出する機能。以下「休眠会社等抽出機能」という。）を用いて選別する。

なお、ブックレスシステムへの移行から12年を経過していない株式会社の登記記録がある登記所においては、休眠会社等抽出機能による選別の結果、ブックレスシステムへの移行後に全く登記がされていない株式会社も抽出される。そのため、抽出された株式会社の移行年月日を確認し、移行年月日が公告の日に応当する12年前の日よりも後である場



合には、公告の日に応当する 12 年前の日の前日からブックレスシステムへの移行日までの間に登記がされていないかどうかを、移行前の登記用紙（平成元年法務省令第 15 号附則第 3 項の規定により閉鎖した登記簿）により確認し、休眠会社に該当するかどうかを判別する必要がある。

(2) 一般社団法人登記簿又は一般財団法人登記簿から、あらかじめ法務大臣の公告の日において最後の登記後 5 年を経過したこととなる一般社団法人又は一般財団法人（最後の登記が当該公告の日に応当する 5 年前の日の前日（本年 11 月 17 日付け公告の場合には、平成 21 年 11 月 16 日）以前にされている一般社団法人又は一般財団法人。併せて、以下「休眠一般法人」という。）を、休眠会社等抽出機能を用いて選別する。

2 整理対象休眠会社等一覧の作成

(1) 1 による選別の結果に基づき、別紙第 1 又はこれに準ずる様式により、原則として株式会社・一般社団法人・一般財団法人の順に、整理対象休眠会社等の一覧（以下「整理対象休眠会社等一覧」という。）を作成する。当該一覧には、会社法人種別欄の左に一連の整理番号を付する。

(2) 3 の(1)及び(2)に定める通知書、4 (1)に定める届出書並びに同(3)に定める通知書の発送及び接受に関する事項については、準則第 18 条の規定にかかわらず、整理対象休眠会社等一覧の「通知書発送日付」欄、「通知書返戻日付」欄、「届出状況」欄、「届出書受領日付」欄又は「不適式届出の通知」欄に適宜記載することとし、登記事務日記帳（準則第 15 条第 1 項第 2 号）に記載することを要しない。

3 休眠会社等に対する通知

(1) 会社法第 472 条第 2 項の規定又は一般社団・財団法人法第 149 条第 2 項若しくは第 203 条第 2 項の規定による通知は、登記されている本店又は主たる事務所に宛てて別紙第 2 の様式の通知書を普通郵便で発送して行う。この通知書の通知番号欄には、整理対象休眠会社等一覧に付した整理番号を記載する。

(2) 配達不能等により返戻された(1)の通知書は、「返戻通知書つづり込み帳」を調製して通知番号の順につづり込み、5 年間保存する。

4 事業を廃止していない旨の届出等

(1) 会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 139 条の規定又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法

務省令第28号) 第57条若しくは第65条の規定により、まだ事業を廃止していない旨の届出(以下「届出」という。)があったときは、当該届出に係る書面(以下「届出書」という。)に、その受領の日を記載する。

(2) 届出が次のアからオまでの一に該当する場合には、適式な届出とは認められない(会社法施行規則第139条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第57条、同第65条参照)。この場合においては、当該届出書に、その旨を記載する。

ア 届出書が方式に適合しないとき。

イ 届出書の記載が登記簿の記載と異なるとき。

ウ 代理人によって届出がされた場合において、届出書にその権限を証する書面の添付がないとき。

エ 届出書又は代理人の権限を証する書面に押印された代表者の印鑑が、登記所に提出された印鑑と異なるとき(3(1)の通知書を提出して届出がされた場合を除く。会社法施行規則第139条第4項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第57条第4項、同第65条第4項参照)。

オ 届出書が公告の日から2月を経過した後(本年11月17日付け公告の場合には、平成27年1月20日以降)に到達したとき。

(3) (2)のアからオまでの一に該当する届出については、適宜その旨を別紙第3の様式の通知書をもって届出人に通知する。この通知書の通知番号欄には、2(1)の整理対象休眠会社等一覧に付した整理番号を記載する。

(4) 適式な届出があり、又は申請若しくは嘱託により登記がされたときは、整理対象休眠会社等一覧の「対象除外区分」欄、「対象除外年月日」欄に所要の記載をする(5の解散の登記等は行わない。)。

(5) 届出書は、「届出書(会社法第472条)つづり込み帳」又は「届出書(一般社団・財団法人法第149条、第203条)つづり込み帳」を調製して、通知番号の順につづり込み、5年間保存する。

5 解散の登記等

(1) 適式な届出がなく、かつ、申請又は嘱託による登記がされなかった休眠会社又は休眠一般法人の解散の登記は、立件簿(準則第42条)に記

録しないですることができる。この登記は、会社状態区にし、本年 11 月 17 日付けで法務大臣の公告がされた場合には、次の例による記録をする。

ア 株式会社

「平成 27 年 1 月 20 日会社法第 472 条第 1 項の規定により解散
平成 27 年 1 月 20 日登記」

イ 一般社団法人

「平成 27 年 1 月 20 日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 149 条第 1 項の規定により解散

平成 27 年 1 月 20 日登記」

ウ 一般財団法人

「平成 27 年 1 月 20 日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 203 条第 1 項の規定により解散

平成 27 年 1 月 20 日登記」

なお、立件簿に記録して上記の登記をする場合には、登記の日付は、立件簿に記録した日とする。

(2) (1) の登記をしたときは、株式会社については、取締役及び代表取締役に関する登記その他商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 72 条第 1 項各号に掲げられた登記を抹消する記号を記録し（商業登記規則第 72 条第 1 項）、一般社団法人又は一般財団法人については、理事会設置法人である旨の登記、理事、代表理事及び外部理事に関する登記並びに会計監査人設置法人である旨の登記及び会計監査人に関する登記を抹消する記号を記録する（一般社団法人等登記規則（平成 20 年法務省令第 48 号）第 3 条、商業登記規則第 72 条第 1 項第 1 号、第 4 号）。

(3) 届出期間満了の時から(1)の解散の登記をするまでの間に、

ア 清算人の就任の登記の申請があったときは、解散の登記をした後に清算人の就任の登記をする。

イ 登記事項証明書又は登記事項要約書の交付の請求があったときは、解散の登記をした後に登記事項証明書又は登記事項要約書を交付する。

ウ 当該休眠会社の代表取締役又は当該休眠一般法人の代表理事についての代表者事項証明書又は印鑑証明書の交付請求があつても、交付す

することはできない。

エ 当該休眠会社の代表取締役又は当該休眠一般法人の代表理事の電子証明書の発行請求があつても、発行することはできない。

6 印鑑記録の整理等

5(1)の解散の登記をした休眠会社の代表取締役又は休眠一般法人の代表理事の印鑑記録について、所要の整理を行う（商業登記規則第9条の2第1項、一般社団法人等登記規則第3条）。

なお、印鑑カードについては、何らの処理も要しない。

7 電子証明書の失効通知

5(1)の解散の登記をした休眠会社又は休眠一般法人について、電子証明書が発行されているときは、平成12年9月29日付け民四第2274号当職通達第1の7(2)に定める取扱いに準じて、直ちに電子認証登記所に通知する。

8 過料事件の通知

会社法第472条第1項の期間内に適式な届出をし、又は登記をした株式会社については、商業登記規則第118条の規定により、裁判所に過料事件の通知をすることとし、この場合において、登記の懈怠であることが明らかでないときは、取締役の選任の懈怠として通知する。

また、一般社団・財団法人法第149条第1項又は同法第203条第1項の期間内に適式な届出をし、又は登記をした一般財団法人若しくは一般財団法人についても、一般社団法人等登記規則第3条において準用する商業登記規則第118条の規定により、裁判所に過料事件の通知をすることとし、この場合において、登記の懈怠であることが明らかでないときは、理事の選任の懈怠として通知する。

9 報告

1から8までの休眠会社等の整理作業を完了したときは、速やかに、別紙第4の様式により、当該整理作業に係る解散の登記をした休眠会社及び休眠一般法人の数等を当局宛て報告する（添書不要）。

10 整理対象休眠会社等一覧の保存

整理対象休眠会社等一覧は、5年間保存する。

第2 解散の登記をした登記用紙等の整理

最低資本金未達成会社の整理作業又は第5回（平成14年度実施）の休眠会社の整理作業等により解散の登記をした登記用紙及び登記記録の整理作業は、法令及び準則の定めによるほか、この要領により行うものとする。

1 平成7年7月31日付け民四第3407号当職通達に基づき実施された最低資本金未達成会社の整理作業により、解散の登記をした株式会社及び有限会社の登記用紙若しくは登記記録又は支店最低資本金未達成会社登記簿につづり込まれている登記用紙及び第5回（平成14年度実施）の休眠会社の整理作業により解散の登記をした株式会社の登記用紙若しくは登記記録（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法（明治32年法律第48号）第406条ノ3第3項及び第416条第1項において準用する第97条の規定に基づき、継続の登記をしたものと除く。）又は支店休眠登記簿につづり込まれている登記用紙について、商業登記規則第81条第1項の規定に基づき、平成27年2月末までに閉鎖の手続をする。

この場合において、登記用紙を閉鎖するときは、「商業登記規則第81条第1項による登記用紙閉鎖 平成〇〇年〇月〇日閉鎖（印）」の例による記載をし、登記用紙は閉鎖登記簿につづり込む。また、登記記録を閉鎖するときは、「商業登記規則第81条第1項による登記記録閉鎖 平成〇〇年〇月〇日登記 平成〇〇年〇月〇日閉鎖」の例による記録をする。

2 1の登記用紙又は登記記録のほか、解散の登記をした後10年を経過した会社又は法人の登記用紙又は登記記録（商業登記規則第81条第3項の規定により復活した後5年を経過しているものを含む。）についても、閉鎖の手続をする（商業登記規則第81条第1項、第2条、各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）第5条、特定目的会社登記規則（平成10年法務省令第37号）第3条、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成10年法務省令第47号）第8条、投資法人登記規則（平成10年法務省令第51号）第3条）。

3 1及び2の閉鎖の手続の実施については、一定の日を定め、その日を基準として商業登記規則第81条第1項の規定に該当する登記用紙又は登記記録を選別し、これを閉鎖することとしても差し支えない。この場合において、登記用紙等の閉鎖は、立件簿に記録しないでできるが、清算未了申出書等つづり込み帳（準則第15条第1項第7号）により、解

散の登記をした後 10 年を経過する 2 月前から当該一定の日までの間に、会社又は法人が本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に清算を結了していない旨の申出をしていないこと又は当該申出をしてから 5 年を経過していること（商業登記規則第 81 条第 2 項、各種法人等登記規則第 5 条、特定目的会社登記規則第 3 条、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第 8 条、投資法人登記規則第 3 条）を確認した上で閉鎖する。ただし、立件簿に記録しないで登記記録を閉鎖するときは、閉鎖する登記記録の一覧を作成し、5 年間保存する。

- 4 登記用紙又は登記記録を閉鎖したときは、当該会社又は法人の代表者の印鑑紙の適宜の箇所に「登記用紙閉鎖」と記載し、又は当該会社若しくは法人の代表者の印鑑記録につき所要の処理をする（商業登記規則第 9 条の 2（他の省令において準用する場合を含む。））。印鑑カードについては、何らの処理も要しない。

なお、当該会社又は法人について電子証明書が発行されている場合には、第 1 の 7 と同様に、直ちに電子認証登記所に通知する。

- 5 登記用紙又は登記記録を閉鎖した後は、商業登記規則第 81 条第 3 項（他の省令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記記録を復活した場合を除き、当該会社又は法人の代表者（清算人等）の資格証明書、代表者事項証明書又は印鑑証明書は、交付することができない。

- 6 商業登記規則第 81 条第 4 項（他の省令において準用する場合を含む。）の規定による通知は、別紙第 5 の様式又はこれに準ずる様式による通知書を発送することによって行う。この通知書を受領した登記所においては、立件簿に記録し（準則第 42 条）、通知に係る登記簿が存在しない場合を除き、「平成□年□月□日（通知書に記載されている本店又は主たる事務所の登記用紙又は登記記録の閉鎖年月日とする。）商業登記規則第 81 条第 1 項による登記記録閉鎖 平成○○年○月○日登記 平成○○年○月○日閉鎖」の例による記録をする。

- 7 1 及び 2 の登記用紙又は登記記録の閉鎖手続を完了したときは、速やかに、適宜の様式により、本作業により閉鎖した会社又は法人の数を当局宛て報告する。

別紙第1

整理対象休眠会社等一覧

通知第 号
平成 年 月 日

本店又は主たる事務所
商号又は名称
代表者の資格 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇市〇町一丁目〇番〇号
〇〇(地方)法務局(法人)登記部門
〇〇支局
〇〇出張所

通知書

貴社(貴法人)は、平成26年11月17日現在において、最後の登記をした後12年又は5年を経過していますが、同日、会社法第472条又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条若しくは第203条の規定に基づく法務大臣の公告(下記の要旨参照)がされたので、通知します。

なお、まだ事業を廃止していない旨の届出は、この書面(下段)を用いてすることができます。

記

公告の要旨

最後の登記後12年を経過している株式会社及び最後の登記後5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人は、まだ事業を廃止していないときは、本店又は主たる事務所を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

この公告の日から2月以内にその届出がなく、登記もされないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成26年11月17日

届出書

当社(当法人)は、まだ事業を廃止していません。

平成 年 月 日
本店又は主たる事務所
商号又は名称
代表者の資格
住所
氏名

印

〇〇(地方)法務局(法人)登記部門
〇〇支局 御中
〇〇出張所

- (注) 1 届出書に記載する事項が、登記簿と符合していないときは、適式な届出として取り扱われません。
2 届出書は平成27年1月19日までに当庁に到着するように郵送又は持参してください。代理人により届け出る場合には、委任状を添付してください。
3 届出は、書面でしなければなりません。この書面以外の用紙を用いて届け出る場合には、必ず登記所に提出してある印鑑を押印してください。代理人により届け出る場合には、登記所に提出してある印鑑を押印した委任状を添付してください。

通知第 号

通知第 号
平成 年 月 日

本店又は主たる事務所
商号又は名称
代表者の資格 殿

〒 ○市○町一丁目○番○号
電話 ○○○○-○○○○
○○(地方)法務局 (法人)登記部門
○○支局
○○出張所

通 知 書

貴社から、まだ事業を廃止していない旨の届出がありました、下記○印の事由により適式な届出とは認められなかつたので、通知します。

なお、1から4までの事由に該当する場合には、届出期間内に補正を申し出ることができます。

記

- 1 届出書が方式に適合しない。
- 2 届出書の記載が登記簿の記載と異なる。
- 3 届出書に代理人の権限を証する書面の添付がない。
- 4 届出書又は代理人の権限を証する書面に押印された代表者の印鑑が、登記所に提出された印鑑と異なる。
- 5 会社法第472条第1項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条第1項若しくは第203条第1項の期間経過後の届出である。

別紙第4

休眠会社等整理数調べ

局名 _____

1 株式会社

区分 資本金額	① 通知発送会社数	② 適式届出又は登記会社数	③ 不適式届出会社数	④ 解散登記会社数
100万円未満				
100万円以上				
500万円以上				
1,000万円以上				
3,000万円以上				
5,000万円以上				
1億円以上				
3億円以上				
5億円以上				
10億円以上				
50億円以上				
合計	0	0	0	0

2 一般社団法人・一般財団法人

区分 法人種別	① 通知発送法人数	② 適式届出又は登記法人数	③ 不適式届出法人数	④ 解散登記法人数
一般(公益)社団法人				
一般(公益)財団法人				
合計	0	0	0	0

備考 (1) ①の欄には、本要領第1の3の通知の総数を計上する。

(2) ②の欄の適式届出会社数には、本要領第1の4の(3)により通知した後、適式な届出があったものを含む。

(3) ④の欄は、①-②の数と同一となる。

別紙第 5

日記第 号
平成 27 年 1 月 日

○○(地方)法務局○○支局 御中
○○出張所

○○(地方)法務局

登記官 職印

通 知 書

商業登記規則第 81 条第 1 項の規定により平成 年 月 日下記会社
の登記用紙を閉鎖したので、同条第 4 項の規定により通知する。

記

1 商 号
1 本 店
1 支 店